

## 監事報酬等及び退任慰労金規程

[H23. 6. 24 制定 H24. 4. 1 施行]

### (目的)

第1条 この内規は、公益社団法人全国和牛登録協会（以下「協会」という。）の定款第30条に基づき、監事の報酬及び退任慰労金等に関する事項を定めることを目的とする。

### (報酬)

第2条 監事報酬は、総会において承認された額の範囲内で、監事の協議により、支払うものとする。

2 監事の報酬は、役員会及び監査会出席あたりの職務執行の対価として支払い、その額は12,000円以内とする。

### (費用弁償等)

第3条 監事には、交通費、宿泊料、日当からなる費用を弁償することができる。支給基準は、旅費規程に基づく。

### (支給方法)

第4条 監事報酬等の支給は、役員会および監査会開催の都度、現金にて支払う。

### (退任慰労金)

第5条 監事に退任慰労金は支払わない。

### (退任記念品)

第6条 2期以上在任した監事については、在任期間1年につき10,000円とし、100,000円を限度として記念品又は記念品料を贈呈する。

## 附 則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。